

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年12月21日(2006.12.21)

【公表番号】特表2006-509751(P2006-509751A)

【公表日】平成18年3月23日(2006.3.23)

【年通号数】公開・登録公報2006-012

【出願番号】特願2004-554308(P2004-554308)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/06 (2006.01)

A 6 1 K 31/216 (2006.01)

A 6 1 K 31/381 (2006.01)

A 6 1 P 13/02 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

C 0 7 D 333/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/06

A 6 1 K 31/216

A 6 1 K 31/381

A 6 1 P 13/02

A 6 1 P 25/00

A 6 1 P 43/00

A 6 1 P 43/00 1 1 4

C 0 7 D 333/20

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月6日(2006.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a)医薬として有効な量の1以上のセロトニン及び/又はノルエピネフリン再取り込み阻害剤(それらの医薬として許容される塩の形態であってもよい);及び

(b)医薬として有効な量の1以上の-3アドレナリン受容体アゴニスト(それらの医薬として活性な塩の形態であってもよい);

を含む組成物。

【請求項2】

成分(a)の少なくとも1つが、タンダミン、ピランダミン、シクラジンドール、フルパロキサンの、ロルタラミン、タルスプラム、タロプラム、ピリンダミン、ノミフェンシン、ピロキサジン、トモキセチン、デュロキセチン、ペンラファキシン、ミルナシプラン、レボキセチン及びそれらの混合物の中から選択される、請求項1記載の組成物。

【請求項3】

成分(b)が(-)-エチル-2-[4-(2-{[(1S,2R)-2-ヒドロキシ-2-(4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルエチル]アミノ}エチル)-2,5-ジメチルフェニルオキシ]アセテート及び/又は(-)-2-[4-(2-{[(1S,2R)-2-ヒドロキシ-2-(4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルエチル]アミノ}エチル)-2,5-ジメチルフェニルオキシ]酢酸及び/又はそれらの医薬として許容される塩及

び/又はそれらのエナンチオマーである、請求項 1 又は 2 記載の組成物。

【請求項 4】

成分(a)が、デュロキセチンであってラセミ体又は(+)-エナンチオマーの形態で存在しており、

成分(b)が、(-)-エチル-2-[4-(2-{[(1S,2R)-2-ヒドロキシ-2-(4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルエチル]-アミノ}-エチル)-2,5-ジメチルフェニルオキシ]アセテート及び/又は(-)-2-[4-(2-{[(1S,2R)-2-ヒドロキシ-2-(4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルエチル]アミノ}-エチル)-2,5-ジメチルフェニルオキシ]酢酸及び/又はそれらの医薬として許容される塩である、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 5】

デュロキセチンを約 0.1 mg ~ 約 500 mg と成分(b)を約 10 mg ~ 約 750 mg 含む、請求項 4 記載の組成物。

【請求項 6】

成分(a)及び成分(b)が同一製剤に調剤されている、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 7】

成分(a)及び成分(b)が別個の製剤に調剤されている、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 8】

医薬品としての、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項記載の組成物。

【請求項 9】

直腸内、膣内、局所的、経口、舌下、鼻腔内、経皮又は腸管外の投与用である、請求項 8 記載の組成物。

【請求項 10】

2 成分(a)及び(b)が同時に投与される、請求項 8 又は 9 記載の組成物。

【請求項 11】

2 成分の少なくとも 1 つは、少なくとも一部分が幾らか遅れて放出される、請求項 8 又は 9 記載の組成物。

【請求項 12】

2 成分の少なくとも 1 つは、少なくとも一部分が即時放出される、請求項 8 又は 9 記載の組成物。

【請求項 13】

哺乳動物における膀胱機能障害、又は膀胱機能障害に関係する中枢神経系の疾患若しくは障害の治療用医薬品を調製するための、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の組成物の使用。

【請求項 14】

膀胱機能障害が、尿失禁、急迫性失禁、ストレス性失禁、混合性失禁、その他の種類の尿失禁および/又は過活動膀胱から選択される、請求項 13 記載の使用。

【請求項 15】

請求項 13 又は 14 記載の膀胱機能障害の治療用医薬品を調製するための、請求項 1、3、9、11 又は 12 のいずれか 1 項記載の成分(b)を含み且つ成分(a)を含まない第二の組成物と組合せての、請求項 1、2、5、9、11 又は 12 のいずれか 1 項記載の成分(a)を含み且つ成分(b)を含まない組成物の使用。

【請求項 16】

請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項記載の組成物を含む、哺乳動物における膀胱機能障害、又は膀胱機能疾患に関係している中枢神経系の疾患、障害若しくは対応する副次的徴候を治療するための医薬組成物。

【請求項 17】

膀胱機能障害が、尿失禁、急迫性失禁、ストレス性失禁、混合性失禁、その他の種類の尿失禁及び/又は過活動膀胱から選択される、請求項 16 記載の医薬組成物。